

(参考) 労働協約の地域的拡張適用が認められた事例

	業種・職種	申立人	申立て / 決議 / 決定	適用地域	主な適用内容
1	木材及び木製品製造業	吉野連合労働組合	昭和25(1950)年5月6日 申立て 昭和25(1950)年5月23日 奈良地労委決議 昭和25(1950)年8月29日 奈良県知事決定	吉野郡の一部等	労働時間、休日・休暇、退職金等
2	木材及び木製品製造業	中吉野工場労働組合	昭和25(1950)年12月20日 申立て 昭和26(1951)年6月26日 奈良地労委決議 昭和26(1951)年7月17日 奈良県知事決定	吉野郡の一部等	労働時間、休日・休暇等
3	木材及び木製品製造業	函館製材労働組合	昭和26(1951)年6月18日 申立て 昭和26(1951)年10月26日 北海道地労委決議 昭和26(1951)年11月28日 北海道県知事決定	函館市等	賃金、労働時間、休日・休暇等
4	ガラス及び土石製品製造業	稲生石灰労働組合協議会	昭和32(1957)年4月2日 申立て 昭和32(1957)年6月4日 高知地労委決議 昭和32(1957)年6月18日 高知県知事決定	高知市、須崎市等	最低賃金
5	石炭鉱業	滋賀亜炭鉱業労働組合	昭和33(1958)年5月26日 申立て 昭和33(1958)年11月28日 滋賀地労委決議 昭和33(1958)年12月22日 滋賀県知事決定	滋賀県全域	最低賃金
6	綿状繊維・糸染色整理業	ゼンセン同盟	昭和56(1981)年9月9日 申立て 昭和57(1982)年4月12日 愛知地労委決議 昭和57(1982)年5月6日 愛知県知事決定	一宮市、尾西市、稲沢市、津島市等	年間休日
7	綿状繊維・糸染色整理業	ゼンセン同盟	昭和59(1984)年9月1日 申立て 昭和59(1984)年12月10日 愛知地労委決議 昭和59(1984)年12月21日 愛知県知事決定	一宮市、尾西市、稲沢市、津島市等	年間休日
8	綿状繊維・糸染色整理業	ゼンセン同盟	昭和63(1988)年11月28日 申立て 平成元(1989)年3月13日 愛知地労委決議 平成元(1989)年3月27日 愛知県知事決定	一宮市、尾西市、稲沢市、津島市等	年間休日
9	家電小売業 (家電量販店)	大型家電量販店3労組	令和2(2020)年8月7日 申立て 令和3(2021)年8月4日 中労委決議 令和3(2021)年9月22日 厚生労働大臣決定	茨城県全域	年間休日
10	家電小売業 (家電量販店)	大型家電量販店2労組	令和4(2022)年7月28日 申立て 令和5(2023)年5月18日 茨城県労委決議 令和5(2023)年6月1日 茨城県知事決定	茨城県全域	年間休日
11	家電小売業 (家電量販店)	大型家電量販店2労組	令和4(2022)年7月29日 申立て 令和5(2023)年2月1日 中労委決議 令和5(2023)年4月11日 厚生労働大臣決定	青森県全域、岩手県全域、秋田県全域	年間休日
12	自治体委託業務道検針員)	自治労福岡市水道サービス従業員ユニオン	令和5(2023)年2月9日 申立て 令和5(2023)年11月16日 福岡県労委決議 令和6(2024)年1月5日 福岡県知事決定	福岡市	最低賃金